

令和6年12月13日

陳 述 書 (3)

東京高等裁判所第14民事部イ(二)C係 御中

警視庁
警部補

1 私は、令和6年10月9日、東京高等裁判所においてこの訴訟の証人として証言をしました。その際、一審原告らから弾劾証拠(甲204号証)として、私が本件弁解録取手続等に関して当時メモをしていたノート(以下「本件ノート」といいます。)のコピーが提出されましたので、そのこと等についてお話しします。

なお、略語は、本陳述書で読み替えるもののほかは、以前私が提出した陳述書で用いたものによります。

2 まず、本件ノートの作成経緯やその後の保管状況についてお話しします。

本件ノートは私の物であり、その内容は私が書いたものに間違いありません。

私は、当時、警部補の立会補助として、島田氏の任意取調べの段階から従事しており、取調べの開始、終了時間や、警部補の質問、島田氏の供述内容等を自分のノートにメモとして記載していました。

これらのことを記載していたのは、取調べ後に警部補から島田氏の供述内容について確認を受けた際に答えられるようにするためだったり、私が取調べの都度作成していた取調状況報告書の必要事項に関するメモのためです。

このようなノートは、警察組織から支給されるようなものではなく、私費で購入した物であり、他人に見せたり、提出することを想定したものではありませんので、基本的には警部補が供述調書や取調べメモを作成し、私が取調状況報告書を作成した時点で不要となり、適宜のタイミングで廃棄しています。

本件ノートは飽くまでも私個人の私物ノートですので、外事一課の執務室にある自分のデスクの引き出しに入れて保管をしていましたが、この引き出しは常に施錠をしているわけではありませんでした。

3 本件ノートの記載内容についてお話しします。

本件ノートは、島田氏を通常逮捕した日である令和2年3月11日から始まり、島田氏に対する取調べが行われた日ごとに取調べ内容が記載されています。これらの内容については、私が本件ノートを取調室に持参して、取調べの時間や発言内容等をその場でメモしたものです。

ただし、「3/11の件」から始まるページの記載については、島田氏の弁解録取書誤廃棄が発覚した後、[]警部補や島田氏の言動等を思い返して本件ノートに書き留めたものです。このページの前が3月24日となっていることからすると、同日以降に記載したものとなります。

この「3/11の件」の内容については、飽くまでも[]警部補が弁解録取書を誤廃棄してしまった経緯について、自分の記憶を書き留めることを目的としたもので、島田氏の訂正申立てについて記録することを目的としたものではありません。

「3/11の件」のページの冒頭にある

- ・ 取調官がゲラを島田に見せ、訂正を申し立てる。
- ・ 分かりました。といい訂正のためパソコンを叩き、訂正したものを印字し、読み聞け

については、その記載内容が一部誤解を招きかねない内容となっていますので、補足して説明をします。

まず、この記載だけ見ると、島田氏が訂正を申立て、[]警部補が分かりましたと発言したように読めますが、「・取調官がゲラを島田に見せ、訂正を申し立てる。」と「・分かりました。といい訂正のためパソコンを叩き、訂正したものを印字し、読み聞け」の行間には、私が尋問でも証言したとおり、

- ・ []警部補が弁解録取の内容を島田氏に確認させると、島田氏は、大川原氏と亡相嶋氏の指示により噴霧乾燥器を非該当で輸出したわけではない旨を述べる
- ・ []警部補が、それでは島田さん一人で決めたんですかということを知ると、島田氏は、大川原氏や亡相嶋氏の言葉があったので、そういう意見を聞いて非該当としていたと説明する
- ・ []警部補が、それは結局、大川原社長や相嶋さんから指示されて、社の方針として非該当として輸出したことには変わりはないのではないかと質問する
- ・ 島田氏は、そう言われてみればそうだったといった感じで「まあ、はい。」と答える

といった[]警部補と島田氏のやり取りがあるところ、これが省略されています。どう

して省略したかという点、本件ノートは、当時、外事一課内で問題となっていた弁解録取書が誤廃棄されてしまった経緯について焦点を当てて記録したもので、訂正等のやり取りを意識して記録したものではなかったため、その部分について詳細に書く必要がなかったからです。これが私が証人尋問で「弁解の録取する際のやり取りはかなりはしょっている」と証言したことの趣旨となります。

「分かりました」の部分は、[]警部補が何に対してそう言ったのか、今となっては覚えていませんが、先ほど述べたとおり、行間に上記のやり取りが含まれていることからすれば、島田氏の訂正申立てを全面的に同意したという意味で、[]警部補が「分かりました」と発言したということには直結しないと思います。

次に「訂正のためパソコンを叩き、訂正したものを印字」についてお話しします。[]警部補がパソコンのキータッチ等の操作をしたことと印字したことについては、私が当時認識したことをそのまま記載したものです。しかし、訂正のためにパソコンを叩き、訂正したものを印字したのかについては、[]警部補のパソコン画面も[]警部補が印字した書面も見えていないので分かりません。私は当時、取調官である[]警部補の真後ろに配置しており、[]警部補によるパソコンのキータッチや印字をした状況はその操作音により把握できたものの、パソコン画面や印字された弁解録取書の内容を見ることはできなかったため、[]警部補がパソコン上でどのような操作をしていたのか、印字物がどのような内容であったのか私には分かりませんでした。なお、白紙の状態から弁解録取書の様式にする上で、例えば、インデントなどの形式的な調整をすることもあり得ますので、[]警部補が何らかのキータッチをしていたとしても、不自然ではないと思います。それよりも、当時、[]警部補による弁解録取書の誤廃棄が問題となっていたことから、私にとって重要な場面はあくまでも弁解録取書をめぐるやり取りがある段階であって、その前の段階に当たる「ゲラ」をめぐるやり取りについては重要視していませんでした。

4 本件ノートが一审原告らから書証として提出されたことについてお話しします。

先ほど述べたとおり、本件ノートは私の私物であり、これまで他人に見せたり渡したりしたことはありませんし、現在も私の手元にあり、紛失したこともありません。

なお、私は、この事件が公訴棄却となった令和3年8月頃、複数に及ぶノートを整理するため、本件ノートの表紙に6冊目という意味で大きく「⑥」と記載しています。

私のデスクの引き出しに保管していた本件ノートが何者かにより無断で持ち出され、そのコピーが一审原告らから証拠として提出されたことは到底納得もできませんし、

あつてはならないことだと思っています。

- 5 なお、同じ日の証人尋問で、当時外事一課にいた[]警部補が、原告会社の技術系の従業員に対する取調べの際、具体的に向こうから説明を求められない限りは、警察側の殺菌の定義については説明しなくてもいいということを[]警部が各捜査員に指示していた旨を証言したという話を聞きました。

私は、これまで述べたとおり、島田氏の取調べの立会補助をしていたのですが、私は、[]警部からそのような指示を受けたことは一度もありません。

もしも、[]警部からそのような指示があつたのであれば、[]警部補がしたように、経済産業省の解釈が記載された「輸出貿易管理令の運用について」（運用通達）を島田氏に示した上で「殺菌」の解釈を説明することなど考えられません。